

☆軽自動車税は、毎年4月1日現在登録のある方にかかります☆

軽自動車・二輪車のそれぞれの手続き先一覧

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車	
届出先および 問合せ先	板橋区役所 課税課 税務グループ 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 TEL 03-3579-2095

軽二輪車(125cc超250cc以下)・二輪の小型自動車(250cc超)	
届出先および 問合せ先	練馬自動車検査登録事務所 〒179-0081 練馬区北町2-8-6 TEL 050-5540-2032

軽三輪車(660cc以下)・四輪軽自動車(660cc以下)	
届出先および 問合せ先	軽自動車検査協会東京主管事務所 練馬支所 〒175-0081 板橋区新河岸1-12-24 TEL 050-3816-3101

原付バイクの手続きガイド



- 原動機付自転車の手続き方法は
中面をご覧ください
- 他の二輪車・軽自動車については
裏面の手続き先一覧をご覧ください
それぞれにお問い合わせください

※ 次のいずれかに該当する場合、軽自動車税の減免対象になります。

○心身に障がい有し歩行が困難な方のために使う車

○災害のため生活困難となった方の車など

*手続きは毎年必要です

*申請の期限は納期限までです

* 手続きの問い合わせ 課税課税務グループ (☎03-3579-2095)

原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車の登録

届出の理由	新規	譲渡	転入
届出の 主な内容	販売店から 購入したとき	人から譲り受けたとき (親族を含む)	他市町村から 転入してきたとき
届出に 必要なもの	1 販売 証明書	1 廃車申告 受付書 2 譲渡証明書 * 1 3 譲渡証明書 * 1	1 ナンバー プレート 2 標識交付 証明書 3 譲渡証明書 * 1
		いずれか片方が必要	いずれか片方が必要
	<input type="checkbox"/> 本人確認の書類 (運転免許証等) <input type="checkbox"/> 印鑑 (スタンプ印不可) <input type="checkbox"/> 郵便物等 (公共料金の領収書等) ※法人または板橋区に住民登録がない方のみ		
届出先	板橋区役所北館3階13番 課税課窓口		

※表中の理由が生じたときは、すぐに届出してください。

*1 譲渡証明書には、譲渡者住所・氏名、印鑑、標識番号、車台番号
車名(メーカー名)、排気量、譲受人住所・氏名の記載が必要です。

届出を代行するときは、委任状・代行者の身分証明書・印鑑が必要です。

◎ 改造車の登録については課税課(3579-2095)におたずねください。

原動機付自転車(125ccまで) 小型特殊自動車の廃車

※廃車の手続きは郵送でもできます

① 届出の理由

使用不能	動かなくなったり 処分するとき	下取り	販売業者等に 下取りに出したとき
譲渡	人に譲るとき (親族を含む)	解体	車を解体する (した)とき
転出	板橋区以外に 転居するとき	盗難	車を盗難されたとき

② 届出に必要なもの

- 1 ナンバープレート (紛失したときなどは「★」参照)
 - 2 標識交付証明書
 - 3 印鑑 (スタンプ印不可)
 - 4 本人確認の書類 (運転免許証等)
- ※届出を代行するときは、委任状・代行者の身分証明書・印鑑が必要です。

③ 届出先 板橋区役所北館3階13番 課税課窓口

★ ナンバープレートを返納できないとき

- 1 理由書の提出
- 2 弁償金 200円

※ただし、盗難で警察に届出をしている場合「警察署名」「届出年月日」「受理番号」
がわかり、板橋区で確認がとれるときは弁償金が免除されます。